

し尿等収集・処理手数料の見直しに係る諮問について

1. 経過

し尿等収集手数料については、平成 12 年 4 月の改定以降、25 年が経過しており、し尿等収集運搬業者で構成する島根県中央環境整備協同組合からは、昨今の燃料費の高騰や人件費の上昇等で経費が増加している状況を踏まえ、市長に対し、5 月 21 日に手数料改定に係る要望書が提出されました。

また、し尿等処理手数料についても平成 28 年 4 月の改定以降、9 年が経過しています。

こうしたことから、し尿等収集・処理手数料の見直しについて検討が必要な時期になっています。

2. 出雲市環境審議会への諮問

し尿等収集・処理手数料の見直しについて審議するため、出雲市環境審議会（会長 森本直知ほか委員 17 人）へ諮問します。

3. 今後の予定

令和 7 年 7 月	第 1 回出雲市環境審議会（諮問）
令和 7 年 7 月～11 月	出雲市環境審議会での検討（この間に 4 回程度開催）
令和 7 年 11 月	答申

4. 参考

(1) 現行のし尿等収集・処理手数料

(出雲環境センターの設置及び管理に関する条例)

\	基本手数料 (18 リットル当たり)			割増手数料 (消費税相当額を含む。)	最低手数料
	収集手数料	処理手数料	計 (消費税相当額を含む。)		
出雲地域	円 171.60	円 19.80	円 191.40	1 各地域の市街地からの距離が6キロメートル以上で市長の定める区域は基本収集手数料の2割増とする。 2 くみ取り車両の往来に困難な区域で市長の定める区域は基本収集手数料の1.5割増とする。 3 ホースの延長が60メートル以上90メートル以下の場合は110円、90メートルを超える場合は220円を加算する。	1 回のくみ取りが90リットル以下のときは90リットルに相当する基本収集手数料とする。
平田地域	184.80	19.80	204.60		
佐田地域	207.90	19.80	227.70		
多伎地域	174.90	19.80	194.70		
湖陵地域	171.60	19.80	191.40		
大社地域	171.60	19.80	191.40		
斐川地域	181.50	19.80	201.30		

(2) 島根県中央環境整備協同組合の組合員

(有)ジンザイサニテック	荒茅町 4199-1
(株)島根サニタリ	神西沖町 1349-3
(有)ワスティーシステム	大社町中荒木 2454-2
(有)長谷川清商店	国富町 705-1
出雲環境整備(有)	荒茅町 534
(有)ヒカリ衛生社	斐川町上庄原 1777-2
(有)ヒカリ衛環企業	大田市大田町大田口 963